

平成19年度 障害者保健福祉推進事業
(自立支援調査研究プロジェクト)

はじめて障害者を受け入れるために

(公的機関用)

めざそう！共に働く共生のまちづくり。



障害者受け入れの実態

障害者雇用率制度とは

民間企業及び国・地方公共団体等は「障害者の雇用促進等に関する法律」により、それぞれ次に掲げる割合（障害者雇用率）以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。雇用率を満たさない企業からは障害者雇用納付金が徴収され、改正勧告の拒否が続く場合は会社名が公表されます。

障害者効用率とは

民間企業 一般の民間企業 **1.8%**
(対象労働者数56人以上規模の企業)

一定の特殊法人等 **2.1%**
(対象労働者数48人以上規模の独立行政法人及び特殊法人)

公的機関 国・地方公共団体等 **2.1%**
(除外職員を除く職員数48人以上の機関)

都道府県等の教育委員会 **2.0%**
(除外職員を除く職員数50人以上の機関)

- 注1 雇用率は「常用雇用されている身体・知的障害者数÷失業している身体・知的障害者数÷常用雇用労働者数－除外率相当労働者数÷失業者数」で算出されます。
- 注2 身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種については業界ごとに除外率が設定されます。
- 注3 短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。

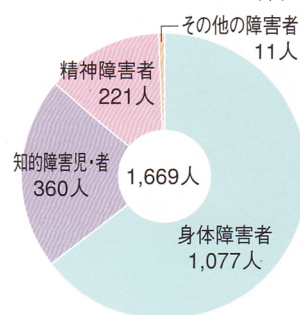
長崎県の雇用率は全国3位の2.02%

ではどれくらいの障害者が実際に雇用され、働いているのでしょうか。

仕事を探している障害者は年々増加傾向にあります。長崎県のハローワークに登録して仕事を探している障害者は3障害あわせて1,700名にのぼります。

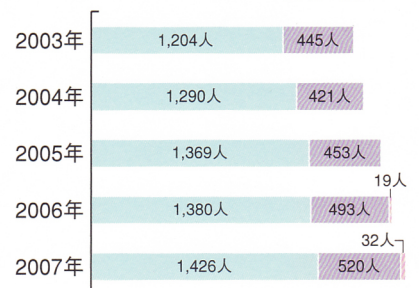
平成19年6月現在、長崎県の民間企業における雇用率は2.02%。1,978名（身体障害者1,426名、知的障害者520名、精神障害者32名）の障害者が働いています。全国平均の1.55%を上回り、全国でも3位の数字です。

障害者種別の求職登録状況(平成19年現在)
(単位:人)



出典：「長崎県の障害者雇用の現状」
長崎労働局職業安定部職業対策課

障害者種別雇用障害者数
(単位:人)



出典：「長崎県の障害者雇用の現状」
長崎労働局職業安定部職業対策課

障害者とは？

障害者雇用促進法でいう「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な人」のことをいいます。身体・知的・精神の3障害に区分され、その数はわが国では約710万人と推定されます。

視覚や聴覚、手足といった身体上に障害を抱え、かつ身体障害者手帳を保有する人が身体障害者です。手帳では、障害の程度に応じて1～7級に分かれています。

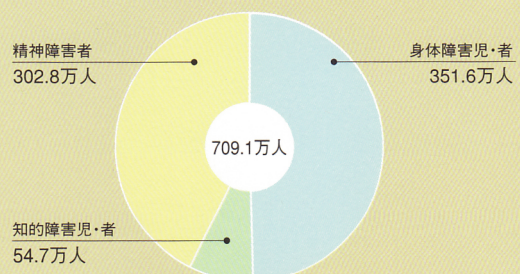
一方、知的な能力に障害をかかえる人が知的障害者です。都道府県の関連機関において判定され、療育手帳が支給されます。長崎県においてはA1、A2、B1、B2の4段階に区分され、A1が最重度、B2が最軽度となります。

①心因性（心理的ストレス）、②外因性（交通事故や覚醒剤、アルコール摂取）、③内因性（原因不明や複合的背景）という要因による精神的疾患を抱え、生活上に著しい困難をかかえる人が精神障害者です。精神疾患には総合失調症、そううつ病、アルコール中毒等が含まれ

ます。精神障害者には国の制度として精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

また、発達期に起こるコミュニケーション等の障害に注目した「発達障害」という新しい概念の障害も誕生しています。最近耳にすることの多い自閉症、アスペルガー症などは「発達障害」の一つです。

■日本の障害者数(単位:万人)



(出典：「障害者の雇用支援のために 平成19年度」)

「働くこと」には、収入の確保の他に、自分の存在を社会に認めてもらうという自己表現という面もあります。

自分が自分の主人公になること。そのあたりまえのことから遠ざけられていたのが、障害を持つ人達でした。

国では障害者促進法を制定し、誰もが働ける社会の実現に向けて取り組んでいます。

長崎県内の公的機関における知的障害者と精神障害者の雇用はどのようになっているのでしょうか。

公的機関における知的・精神障害者の雇用は14分の1

一方公的機関における雇用はどうなっているのでしょうか。

障害者保健推進事業では県内の公共機関283事業所を対象に知的障害者、精神障害者の雇用の実態調査を行いました。その結果が次の通りです。現在過去にわたって知的障害者、精神障害者を受け入れたことのある事業所は14事業所（有効回答数129事業所）。雇用者数はわずか39名にすぎません。民間企業と比較すると14分の1の数字です。

これまでに知的障害者・精神障害者を雇用した事がありますか？

現在受け入れている

6事業所

合計

39名

過去受け入れたことがある

8事業所

知的障害者

27名

今まで受け入れたことがない

115事業所

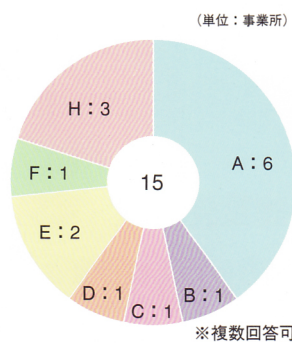
精神障害者

12名

（出典：平成19年度障害者保健推進事業「長崎県の公的機関等における障害者雇用の実態調査」）

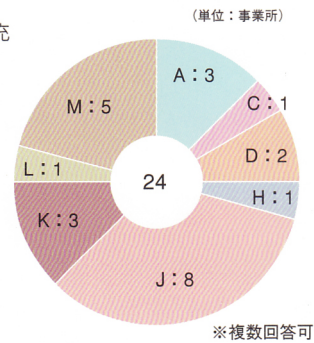
どんな形態で雇用しているの？

- A. 職場実習または体験実習
（養護学校生、福祉施設等から）
- B. 日雇い労働
- C. 短期臨時職員
- D. 長期臨時職員
- E. 非常勤職員
- F. 正規雇用
- G. ボランティア（お手伝い）
- H. その他



どんな仕事をしているの？

- A. 書類等の整理・仕分け・配布
- B. コピー機・プリンターへの用紙補充
- C. 発送業務（封筒入れ・テープ貼り）
- D. 書類・封筒へのスタンプ押し
- E. シュレッダーかけ
- F. 書類の綴じ込み作業
- G. 郵便物の運搬
- H. データ入力
- I. 書庫整理
- J. 清掃作業
- K. 除草作業
- L. 業務補佐（付き人）
- M. その他



長崎県内で知的障害者を受け入れている公的機関一覧

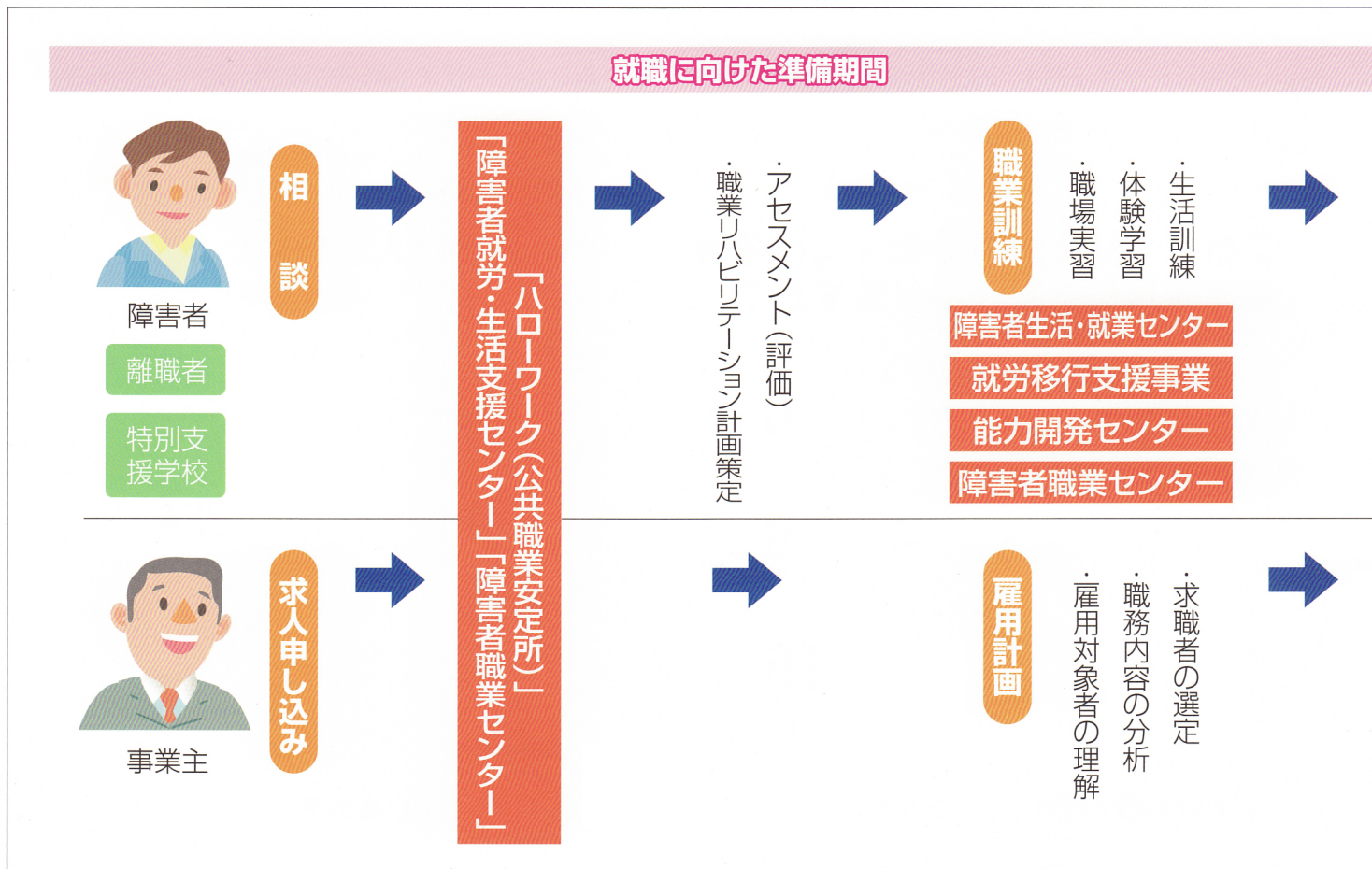
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	7名
長崎県交通局	4名
佐々町社会福祉協議会	3名
長崎県果樹試験場	3名
島原市社会福祉協議会	2名
長崎県立長崎図書館	2名
長崎県離島医療圏組合 富江病院	1名
その他 2 事業所	5名

長崎県内で精神障害者を受け入れている公的機関一覧

長崎県立長崎図書館	6名
長崎県離島医療圏組合 奈留病院	2名
佐世保市社会福祉協議会	1名
南島原市社会福祉協議会	1名
その他 1 事業所	2名

注1 数字は平成19年11月22日現在。
注2 長崎県の公的機関283事業所を対象。内訳は県庁・市役所・役場28か所、青少年教育施設7か所、病院23か所、大学13か所、社会福祉協議会24か所、保育所72か所、図書館17か所、交通局6か所、福祉事務所4か所、保健所8か所、県機関56か所、教育委員会25か所。

障害者雇用までのステップ



さまざまな雇用の形

◆職場実習・体験実習・施設外実習

実際の職場で行う実習です。社会経験を積むための養護学校のボランティア的な活動から、実際の就労をめざす能力開発校の職場実習まで様々な形態があります。基本的に、実習生に対して給与を支払うことも、事業所に対しても奨励金等が給付されることもありません。

【お問い合わせ先】

ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター

◆施設外実習（就労移行支援事業）

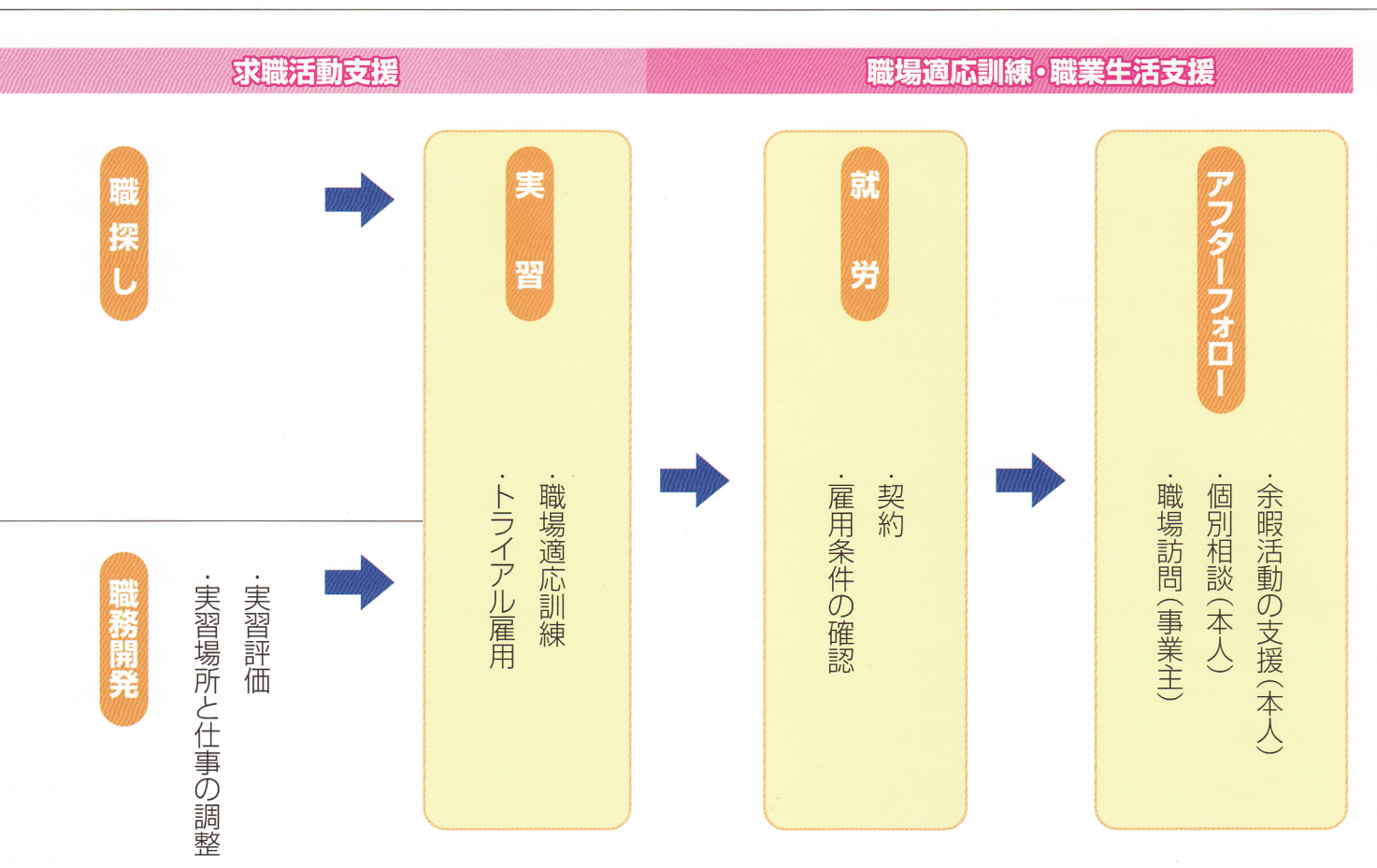
就労移行支援事業とは、就労を希望する障害者を対象に、就労に向けた訓練を行う事業です。施設から出て行う「施設外実習」では、事業所と雇用主間で契約を結び、就労に対する費用が支払われます。

【お問い合わせ先】

就労移行支援事業所



障害者には就労へ向けてのいくつものステップが用意されています。
段階を踏むことで、雇用にあたっての事業主と障害者の相互の不安を取り除き、ミスマッチを防ぎます。



◆トライアル雇用

3か月間の試験的な雇用です。障害者雇用に対する不安を軽減し、就労にあたっての事業主と障害者相互の理解を深めることを目的としています。契約終了後の雇用は義務付けられておりません。

期間：3か月

費用：事業所へ 障害者一人につき1か月40,000円の奨励金



【お問い合わせ先】
ハローワーク
(公共職業安定所)

◆職場適応訓練

就労を前提として行う実地訓練です。職場の環境に適應することを容易にし、スムーズな就労につなげることを目的とします。事業主と訓練生には、委託金と訓練手当が支給されます。

期間：職場適応訓練 6か月以内(中小企業及び重度障害者の場合は1年以内)

費用：事業主へ 訓練生1人につき月額24,000円(重度障害者の場合25,000円)の訓練費
訓練生へ 訓練手当

【お問い合わせ先】
ハローワーク(公共職業安定所)

障害者雇用を支える仕組み

雇う意欲がありながらも、就労方法が分からずとまどう声の実態調査では多くありました。障害者の雇用には、事業主の経済的や精神的な負担を軽減する支援や助成金が存在します。これらをうまく活用して障害者雇用へ向けた第一歩を踏み出しましょう。



ひと

■ 職場適応援助者（ジョブ・コーチ）

障害者が円滑に職場に適応できるように、地域の障害者職業センター等から援助者が一定期間会社に出向いて、支援を行います。本人への直接的・専門的支援だけでなく、企業担当者や職場の同僚に対しても障害を理解してもらうための助言やアドバイスを行い、共に働きやすい職場環境をつくりまします。就労後も定期的に職場を訪問し、フォローアップを行います。

【お問い合わせ先】 障害者職業センター、就業・生活支援センター

■ 業務遂行援助者

職場内で業務遂行について専門的に援助指導する者を、社内外から配置する事ができます。対象者は重度知的障害者および精神障害者（共に短時間労働者を含む）です。業務遂行援助者1人につき3人を上限に1か月3万円が支給されます。

【お問い合わせ先】 長崎雇用支援協会



お金

■ 特定求職者雇用開発助成金

新規に雇い入れた障害者に対して、1年ないし1年半の期間、給与の一部を助成する制度です。助成にあたっては、当該雇い入れ前後6か月間において、事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合で解雇したことがないことをはじめとする一定の条件があります。

【お問い合わせ先】 ハローワーク（公共職業安定所）



設備・環境整備

■ 障害者雇用納付金に基づく助成金

- ①作業施設、作業設備の整備等を行うための「障害者作業施設設置等助成金」
 - ②福祉厚生施設の設備等を行うための「障害者福祉施設設置等助成金」
 - ③雇用管理のために必要な介助等の措置を行うための「重度障害者介助等助成金」
 - ④通勤を容易にするための措置を行うための「重度障害者等通勤対策助成金」
- 等がありますが、対象者や用途に応じて供給できない場合があります。

【お問い合わせ先】 長崎雇用支援協会

障害者雇用を助ける機関

私たちがお手伝いします。進んでご相談下さい

障害者就業・生活支援センター



① 長崎障害者就業・生活支援センター

〒854-0024 諫早市上町11-5 (わーくかんまち内)
TEL/0957-35-4887 FAX/0957-35-4882



② 長崎県北地域障害者就業・生活支援センター

〒857-0322 北松浦郡佐々町松瀬免109-2
TEL/0956-62-3844 FAX/0956-62-3849

③ 障害者就業・生活支援センターながさき

〒850-0876 長崎市賑町5-29 (平成20年度のみ)
TEL/095-895-2455 FAX/095-823-5082

障害者職業センター



④ 長崎障害者職業センター

〒852-8104 長崎市茂里町3-26
TEL/095-844-3431 FAX/095-848-1886

能力開発校



⑤ 第三セクター職業訓練法人 長崎能力開発センター

〒859-1211 雲仙市瑞穂町西郷戊1492-1
TEL/0957-77-3211 FAX/0957-77-2071

	所在地		電話	FAX
長崎県福祉保健部 障害福祉課	〒850-8570	長崎市江戸町2-13	095-895-2455	095-823-5082
長崎労働局 職業安定部 職業対策課	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095-801-0042	095-801-0043
長崎雇用支援協会	〒850-0862	長崎市出島町1-14	095-822-5359	095-826-1646

ハローワーク (公共職業安定所)

	所在地	電話	FAX	管轄区
長崎公共職業安定所	〒852-8522 長崎市宝栄町4-25	095-862-8609	095-864-0220	長崎市、西海市、西彼 杵郡時津町、長与町
長崎公共職業安定所 西海出張所	〒857-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033	0959-23-3164	
佐世保公共職業安定所	〒857-0851 佐世保市稲荷町2-30	0956-34-8609	0956-32-5033	佐世保市、北松浦郡 佐々町、小値賀町
諫早公共職業安定所	〒854-0022 諫早市幸町4-8	0957-21-8609	0957-23-7721	諫早市、雲仙市
大村公共職業安定所	〒856-8609 大村市松並1-213-9	0957-52-8609	0957-52-1473	大村市、東彼杵郡
島原公共職業安定所	〒855-0042 島原市片町633	0957-63-8609	0957-63-5804	島原市、南島原市
江迎公共職業安定所	〒859-6101 北松浦郡江迎町長坂免182-4	0956-66-3131	0956-66-3094	北松浦郡江迎町、鹿町 町、平戸市、松浦市
五島公共職業安定所	〒853-0007 五島市福江町7-3	0959-72-3105	0959-74-1821	五島市、南松浦郡
対馬公共職業安定所	〒817-0013 対馬市厳原町中村642-2	0920-52-8609	0920-52-6500	対馬市、壱岐市
対馬公共職業安定所 壱岐出張所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054	0920-47-5754	

各都道府県の公的機関による障害者雇用の実態

知的障害者・精神障害者を雇用している地方自治体

自治体名	事項	開始年度	仕事内容・勤務形態・支援内容等
静岡県	知的障害者の県の嘱託職員としての雇用	平成18年度	知的障害養護学校（高等部）の卒業生2名を教育委員会（県立中央図書館及び袋井養護学校御前崎分校）の非常勤嘱託員として雇用。 図書館では本の整理や利用者情報のデータ入力等の業務を、学校では校内外の保守整備等の業務を担当している。 ジョブコーチ等のサポートは受けず、同僚の指導の下でこれまでの実習経験等を生かしながら仕事をこなしている。 いずれも週30時間の勤務であるので、障害者任免状況通報書の障害者数にカウントされ、雇用率のUPにもつながっている。
香川県	知的障害者の雇用（埋蔵文化財センター）	平成14年度	県埋蔵文化財センターで知的障害養護学校高等部卒業生を雇用（1年嘱託契約）。養護学校高等部での現場実習をととして雇用が実現。仕事内容は出土した土器等の仕分けやラベル貼り等。実習時に自閉症も伴う本人の障害適性を把握し、作業工程等を工夫した。本人の努力と現場の職員の理解もあり、現在も雇用が継続している。
千葉県	知的障害者の市の非常勤嘱託職員としての雇用	平成17年度～	市役所の本庁舎で知的障害のある者を非常勤嘱託職員として雇用。平成17年度は保健福祉総務課、平成18年度は勤労市民課に勤務。 仕事内容：事務補助として、パソコンによる文字入力、コピー処理、郵送処理等 勤務形態：週5日9：00～16：00（休憩：12：00～13：00） 千葉障害者就業支援キャリアセンターのジョブコーチ1名によるサポートを受けており、必要に応じて職務の補助や職務に対する姿勢、社会人としてのマナー等について指導をお願いしている。
名古屋市	精神障害者の臨時職員としての雇用	平成17年度	精神保健福祉センターで精神障害者を臨時職員として雇用。仕事内容は、統計資料の整理など事務補助。
福岡市	知的障害者の市の嘱託職員としての雇用（人事課）	平成17年度～	市立病院（2か所）及び図書館において知的障害のある者を嘱託職員として雇用。仕事内容は、食器洗浄、書架・新聞資料の整理等。

知的障害者・精神障害者をモデル事業として雇用している地方自治体

宮城県	障害者ビジネスアシスタント事業	平成18年度	モデル事業として、事務補助員として、委託団体から知的障害者1名を派遣させ、障害福祉課内の事務補助等を行わせることにより、知的障害者の障害程度・能力に応じた職域の創出によって一般就労への移行を促進するとともに、適切な業務量等の検討を行うもの。
大阪市	精神障害者ジョブシェアリングモデル事業	平成17年度	精神障害者就労の仕組み作りのため、一つの仕事を数人で短時間のローテーションや一斉に取り組むグループ就労等を試行実施。



全国的に見ても公的機関における知的障害者、精神障害者の雇用状況はかんばしいものではありません。どのような形で受け入れたらよいか。各都道府県での受け入れ事例を一部紹介します。

■養護学校生を職場体験実習として受け入れている地方自治体

自治体名	事項	開始年度	仕事内容・勤務形態・支援内容等
岐阜県	盲・聾・養護学校生徒の県庁内職場実習		<p>盲・聾・養護学校生徒の卒業後の社会参加を目指すとともに、障害者就労に対する一層の理解・啓発を図るため、県庁内各部署において職場実習を実施する。</p> <p>実習内容は、冊子テープ貼り、冊子折り、封筒スタンプ押し、袋詰め、新聞記事スクラップ、ワード文書修正、電卓での計算、エクセルデータ入力等、生徒の能力等に合わせて対応している。</p> <p>昨年度は、15部署において15人の生徒を受け入れ、本年度も15人程度の生徒を予定している。</p>
宮崎県	「知的障害者就労支援モデル事業」による訓練生としての雇用	平成17年度	<p>県関連施設の清掃業務を受託した事業所において、未就職の養護学校卒業生を訓練生として雇用。仕事内容は、ビル・メンテナンス作業。受入先担当者及び養護学校の担当職教諭によるサポートを受けている。</p>
福岡県	平成18年度知的障害者県職場体験実習事業（生活労働部労働局新雇用開発課）	平成17年度	<p>実習内容は、反復・定例的に一定量ある作業とし、具体的には、文書発送準備（宛名シール貼り、封筒入れ等）、新聞切り抜きのコピー、書類整理・ファイリング等の業務を行う。</p> <p>実習期間は2週間、実習時間は午前9時から午後4時までとする。</p> <p>平成18年度は、実習職場9か所（総務部（2か所）、企画振興部、保健福祉部、商工部、建築都市部、生活労働部、土木部、教育庁）で、実習生9名（県立知的障害養護学校高等部2年の生徒で学校長の推薦のあったもの）の体験実習を実施する。</p> <p>交通費等は自己負担とし、体験実習の位置づけから賃金等の支給はない。</p> <p>実習受け入れ体制として、受け入れ所属の職員に対しては、実習生への接し方等についての事前研修を行うとともに、実習期間中は、実習生の指導を行うジョブコーチを配置する。</p>
横浜市	知的障害者の体験実習受入	平成15年度	<p>一般応募者及び養護学校の生徒を、市役所で受け入れている。これまでに受け入れた部署は、都市経営局、福祉局、旧緑政局、教育委員会事務局、保土ヶ谷区、金沢区、緑区。仕事の内容は、事務、保育補助、図書館作業、動物園作業等。</p>

■養護学校生に限らず知的障害者・精神障害者の実習及び研修を受け入れている地方自治体

鳥取県	知的障害者県庁短期研修事業	平成17年度	<p>鳥取県の職場で知的障害のある方を研修生として受け入れ、体験(研修)を行う機会を提供し、実務を経験することにより、就業に向けての自信につなげ、又今後の知的障害のある方の就労支援策の検討に資するとともに、県職員の障害(者)に対するより一層の理解の促進を図る。</p> <p>仕事内容は、文書の封筒詰め、古新聞の紐かけ、封筒の宛名ラベル貼り、新聞記事スクラップ、コピー業務、パソコンによるデータ集計等。</p>
兵庫県	知的障害者職場研修事業（障害者支援課）	平成16年度	<p>県庁及び地方機関において、年間6名の知的障害者を研修生として受け入れている。研修期間は約5か月間とし、週24時間（原則4日～6時間）の研修を行う。</p> <p>研修内容は、コピー、新聞記事スクラップ、文書の收受発送等の事務補助としており、受入先所属で研修生の指導を行う。</p>
福岡市	障がい者インターンシップ事業（障害保健福祉課）	平成17年度	<p>就職を目指している障害者に本庁舎、区役所等を実習の場として提供。仕事内容は、受入所属と協議の上、決定。本市の障害者就労支援センターのジョブコーチによるサポートを受けている。</p>
大阪府	知的障害者モデル実習（知事室）	平成15年度	<p>知事室において、知的障害者の実習生をモデル的に受け入れ。業務内容は執務室内の清掃、湯茶接待、收受文書仕分け等の秘書業務。協定先の社会福祉法人による巡回指導・助言等のサポートを受けている。</p>
	精神障害者の職場実習受入	平成16年度	<p>精神障害者の公務労働分野における就労促進方策等を検討するため、約1か月の期間で事務職場での実習を受け入れ。</p>

ケーススタディ

長崎県内の公的機関での個別事例

長崎県内の2事業所での事例を紹介します。

長崎県庁（長崎市）

就労支援移行事業所から、働く意欲のある障害者を受け入れ

長崎県長崎市にある長崎県福祉保健部の障害福祉課では、障害者の職場実習を平成20年1月から行っています。今回は、就労移行支援事業所を利用する障害者の中から、働きたいという意識と意欲のある人を面談の上、決定しました。

知的障害のあるMさんは文書の発送、資料のコピーや用紙の整理といった事務作業を実習しています。障害者だからと特別視されることもなく職場の雰囲気になじんでいます。このようにスムーズに受け入れられたのは、障害福祉課が、一般の企業に比べて職員の理解が得られやすいこと、担当課の職員全員が事前に障害者職業センターの研修を受けたことが大きな要因と考えられますが、担当職員は「Mさんは自分から挨拶をしてくれるし、コミュニケーションが良好だったことも大きい」と対人関係にも着目しています。

2週間の実習期間中は、実習生が出来ないと言ってもそのままにせず、可能な限り様々なことを訓練します。その中で本人が出来るスタイルをもとに受け入れ側も手順を変えて指示を出すなど、柔軟に対応しています。



長崎県庁（長崎県長崎市）



職場実習中のMさん（24歳）

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター（大村市）

法定雇用率の遵守をめざし、様々な壁を乗り越えて

長崎県大村市にある独立行政法人国立病院機構長崎医療センターでは、知的障害のある男女計7名を非常勤職員として雇用しています。

障害者を採用するにあたり、担当者はハローワークの障害者就職面接会（長崎市／佐世保市）に赴き50～60名と面接しましたが、1回の面接では分からない部分が多く決定できませんでした。そこで、養護学校の先生の推薦を受けた新卒者等を面接して5名を採用。また、通所施設から推薦を受けた2名を面接して採用と、障害者本人の個性を熟知した人からの推薦と面接を重視して決定しました。

国立病院は特殊な業務のため、資格や免許がないと雇用が難しかったのですが、平成18年11月に、50代の男女2名（無資格）を障害者の監督兼指導として採用し、体制を整えてから平成19年3月より障害者の雇用を開始しました。仕事は院内外の清掃が主ですが、仕事にのめり込むあまり、周りが見えなくなった障害者が患者さんにぶつかってしまうこと等を懸念し、動線が交わらないように職員専用の通路や階段の清掃をやってもらうなど、先を見越した配慮もしています。



独立行政法人国立病院機構長崎医療センター（長崎県大村市）



同センターの駐車場で清掃作業をしています。

障害者の受け入れについての Q&A



Q

財政が厳しいため障害者を雇う余裕がありません

A

障害者の雇用にはさまざまな助成金があります（5 ページ参照）。また障害者雇用は採用を目的としたものばかりではありません。「職場実習」の中には、養護学校の生徒が草とりや清掃を行うボランティア活動も含まれています。彼らにとっては社会経験を積む貴重な機会です。是非ご協力下さい。



Q

どんな仕事が適しているか分かりません

A

自閉症のため一つの繰り返しが得意な人、ものを運ぶのが何より好きな人。障害の程度や種類によって仕事の内容は変わります。何が本人に合った仕事なのか。実習の際には本人の特性を理解したジョブ・コーチが付き添い、事業所との協議の中から本人に合った仕事を見つけます。実際内容については2 ページ、7 - 8 ページを参照下さい。



Q

正規採用でなくてはいけないのでしょうか？

A

通常、企業で雇用されている従業員と同じように、その人に合わせた雇用形態や就業形態での雇用が可能です。ただし、柔軟性はありますが、障害者も労働基準法の適応から外れるものではありません。また、重度障害者は一人雇用すれば二人雇用したとみなされる等、実雇用率は雇用形態と別の基準が適応されます。一定の条件を満たさないと反映されないケースもありますので、詳しくはハローワーク（公共職業安定所）までお尋ね下さい。



Q

障害者の方には普段接したことがないため、安全性や医療面で不安があります

A

医療面や安全性の橋渡しは、職場環境の整備と共にジョブ・コーチが行います。万が一に備え、障害者就業・生活支援センター等の福祉機関との連携が大切になってきます。

はじめて障害者を
受け入れるために



この冊子についてのお問い合わせは

社会福祉法人 **南高愛隣会** (コロニー雲仙)

事務局 〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部1572

TEL 0957(77)2137(代) FAX 0957(77)3966

E-mail unzen@airinkai.or.jp URL <http://www.airinkai.or.jp>